

マイナポイント第2弾を契機としたマイナンバーカード普及促進に係る広報・啓発事業 の企画・運營業務仕様書

1 件名

マイナポイント第2弾を契機としたマイナンバーカード普及促進に係る広報・啓発事業の企画・運營業務

2 委託する業務内容

(1) マイナポイント第2弾事業の周知，カードの取得意識の醸成の広報・啓発

マイナポイント第2弾事業(※)を契機にマイナンバーカードの取得意識を醸成させるため、3「マイナポイント第2弾事業の周知，カードの取得意識の醸成の広報・啓発」に掲げる事業を効果的に行うものとし、実施に当たっては、事業全体に統一感を持たせ、広く市民にマイナンバーカードを活用した消費活性化策としてマイナポイント第2弾事業を周知するとともに、併せてマイナンバーカード(以下「カード」という。)の取得メリットや交付申請方法をPRすること。また、カード取得の機運を醸成して市民の取得率向上を目指すとともに、特にカードを基盤とした今後のデジタル社会を担う若年層及び働き盛り・子育て世代の取得率が低いことから、これらの世代を重点ターゲット層と捉え、マイナポイント第2弾を契機に、これらの層がカードに関心を抱き、交付申請につながるような内容の事業を行うこと。

(※) マイナポイント第2弾事業について

総務省が実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策。令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した方を対象とし、最大2万円のマイナポイントを取得するには、令和5年2月末までにマイナンバーカードを用いてマイナポイントの予約・申込を行うことを条件としている。

(参考 URL) https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/about/#anc_extension

マイナポイント第2弾に係る最新の情報は、当ホームページで確認すること

(2) マイナポイントの申込を促す広報・啓発

前記(1)の事業終了後、マイナポイント第2弾事業の申込締め切りとなる令和5年2月末に向けて、まだマイナポイントの予約・申込していないカード保有者等を対象に、4「マイナポイントの予約・申込を促す広報・啓発」に掲げる広報・啓発事業を効果的に行うこと。

3 マイナポイント第2弾事業の周知，カードの取得意識の醸成の広報・啓発

(1) 統一デザインの作成

ア 統一デザイン又はイメージの作成

事業において統一して使用するデザイン又はイメージを作成する。

イ 上記アにより作成したデザイン又はイメージの版下等の作成，提供

ウ デザイン又はイメージの条件

- ・ 市民に京都らしさを想起させるデザイン又はイメージとすること。
- ・ 国がマイナポイント第2弾の広報に使用しているロゴ(別紙4参照)を使用

すること。

- ・ マイナポイント第2弾について簡潔かつ効果的に市民に訴えるものであること。
- ・ 市民のマイナンバーカード取得意欲の向上をもたらすものであること。

(2) 版下データの作成

マイナポイント第2弾を中心に説明するチラシデータを作成し、版下を作成する。
マイナポイント第2弾の制度変更等があった場合、版下の修正を行う。

規格：A4版(縦長)

内容：①原則フルカラー(両面)

②統一デザインを活用すること。マイナポイントを中心に説明すること。

納品：別途指示する業者にデータで納品すること。

納期：受託者と協議のうえ、別途指示する。

備考：①文字校正・色校正各2回

※マイナポイント第2弾の制度変更等に伴って版下の修正を行う場合も再度文字校正・色校正各2回行う。

(3) ポスターの作成(作成・印刷)

規格：B3版(横長)

材質：コート紙135kg

内容：①原則フルカラー

②統一デザインを活用すること。

数量：200枚

納品先：①市内商店街等

②各区役所・支所，出張所，証明書発行コーナー

③京都市マイナンバーカードセンター

納期：令和4年7月15日(金)

備考：①文字校正・色校正各2回

(4) 納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

(4) チラシの印刷・ポスティング

本市が別途指定するチラシ(両面フルカラー)を印刷するとともに、ポスティングを実施すること

規格：A4版(縦長)

材質：コート紙90kg

内容：本市が別途指定する。

数量：100,000枚

納品先：①マイナンバーカードセンター，市役所証明書発行コーナーが位置する中京区等を中心に住戸・事業所にポスティングすること(ただし，ポスティングが禁止されている住戸等には実施しない)

②京都マイナンバーカードセンター，区役所・支所

実施時期：令和4年7月～8月

備考：①文字校正・色校正各2回

②納品先及び納品先ごとの数量は別途指示する。

(5) 啓発キャンペーン（イベント）の企画・運営及び実施等

以下ア及びイの具体的な実施内容について提案を求める。提案に基づき、本市と協議したうえで、ア又はイのいずれかを実施する。ただし、ア又はイのどちらを実施したとしても、見積書の合計金額に変更はないものとする。

ア SNS利用者による拡散等を狙いとした広報・啓発事業の企画・運営等

若年層や子育て世代による利用が多いSNSにおいて、ハッシュタグ機能等を活用し、利用者による拡散を狙いとしたキャンペーンの企画・運営及び実施等を行う。

イ 啓発イベントの企画・運営及び実施等

重点ターゲット層に対する効果が期待できる啓発イベントの企画・運営及び実施等を行う。

(6) 子育て世代向けフリーマガジンへの記事・広告掲載等

子育て世代（主に30～40代）が主な読者となるフリーマガジン等へ記事又は広告の掲載等（二種類以上）を行う。

(7) 啓発用物品の作成

マイナポイント第2弾の普及促進を目的とした啓発物品を複数種類作成する。具体的な物品については、提案を求める。

※ 物品の選定に当たって、京都の魅力が伝わるもの、京都産品を使用したもの、本市企業や本市在住・在勤・在学・出身の職人、芸術家、アーティスト等が企画・制作等をしたものなど、本市が配布するに当たってふさわしい啓発物品の提案を期待している。

数量：合計12,000個以上（複数の啓発物品の合計個数）

・事業費を算出するに当たって、以下のとおり単価・数量の目安を示すが、提案内容は必ずしもこれらに拘束されるものでない。

単価2000円程度 x	1000個程度
単価1000円程度 x	3000個程度
単価500円程度 x	8000個程度

※上記単価は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

納期：受託者と協議のうえ、別途指示する。

納品先：①京都市マイナンバーカードセンター

備考：①文字校正・色校正各2回

②納品先及び納品先ごとの数量については別途指示する。

③「京都市プラスチックごみ削減のための啓発物品調達方針」に基づき、

原則として作成する物品やその容器包装にプラスチックを使用しないこと。

- ④受託者が実施する啓発イベントにおいて啓発用物品を使用する場合は、上記数量とは別に作成するか、若しくは他の啓発用物品を別に作成し用意すること。

(8) 統一デザイン等を活用したその他の広告等（任意）

統一デザイン等を活用した市交通局以外を中心とした更なる交通広告等の提案を期待している（必須ではない）

(9) 本市が実施する次の交通広告媒体の製作・取付・撤去等

※広告料金については、本市が本委託契約とは別に市交通局に支払う。

※納期や製作・取付等に係る詳細については本市交通局担当課の指示に従うこと。

※いずれの媒体も、掲出期間中に破損等が生じた場合は、本市と協議のうえ差替や補修等の対応を行うこと。

ア 地下鉄烏丸線・東西線中吊ジャック（各1編成6両）

数量：烏丸線220枚，東西線75枚 計295枚

規格：B3版

実施期間：令和4年7月11日（月）～令和4年7月24日（日）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

イ 地下鉄烏丸線・東西線扉上額面広告（4枠）

※1車両に1枚掲出で1枠（1車両当たり4枚掲出）

数量：烏丸線560枚，東西線280枚 計840枚

規格：165mm×1,030mm

実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年9月30日（金）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

ウ 地下鉄烏丸線・東西線指詰ステッカー（ドアステッカー）広告（2枠）

※1車両に1扉2枚で1枠（1車両あたり4枚掲出）

数量：烏丸線600枚，東西線520枚 計1,120枚

規格：165mm×200mm

実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年10月31日（月）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

エ 地下鉄烏丸御池駅 可動柵広告（大型シート 北行・南行各2枠2枚）

数量：4枚

規格：916.5mm×2,370mm

実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年9月1日（木）（予定）

備考：文字校正・色校正各2回

- オ 地下鉄烏丸御池駅 可動柵広告（小型シート 北行・南行各1枠10枚）
数量：20枚
規格：916.5mm×650mm
実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年9月1日（木）（予定）
備考：文字校正・色校正各2回
- カ 地下鉄四条駅階段ステップ
数量：1枚
規格：15m²
実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年7月31日（土）（予定）
備考：文字校正・色校正各2回
- キ 地下鉄四条駅床面シート
数量：1枚
規格：2,400mm×3,600mm
実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年7月31日（土）（予定）
備考：文字校正・色校正各2回
- ク 市バスB3長期額面広告（2枠）
数量：1,800枚
規格：B3版
実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年8月31日（水）（予定）
備考：文字校正・色校正各2回
- ケ 地下鉄烏丸線・東西線中吊広告
数量：烏丸線290枚 東西線130枚 計420枚
規格：B3版
実施期間：令和4年7月1日（金）～令和4年7月23日（土）（予定）
備考：文字校正・色校正各2回

4 マイナポイントの予約・申込を促す広報・啓発

3に掲げる事業終了後、マイナポイント第2弾事業の申込が終了となる令和5年2月末に向けて、カードの交付を受けているもののマイナポイントの予約・申込をまだ行っていない方等に対して、マイナポイントの予約・申込を促進させる広報・啓発事業等の提案を求める（必須）。

備考：4に掲げる事業費は、おおむね総事業費の6分の1程度を目安とする。

5 報告書

委託業務完了後、報告書1部を提出する。

6 その他

- (1) 3「マイナポイント第2弾事業の周知，カードの取得意識の醸成の広報・啓発」の広報・啓発事業の企画・実施に当たっては，単にマイナポイント第2弾の紹介だけでなく，市民のマイナンバーカード取得に向けた意識醸成について周知するよう留意すること。
- (2) イベント等の実施に必要な各種資料，スタッフの派遣，機材等の設営及び撤去，運営に必要な備品等の調達，管理等については，全て受託者の責任において行うものとする。
- (3) 各種物品等のデザイン制作に当たっては事前に必ず本市と協議し，その指示に従うこと。
- (4) デジタル庁が定めるマイナンバーのPRキャラクター「マイナちゃん」のイラスト等を適宜活用すること。
また，キャンペーン等の実施に当たっては，デジタル庁が保有するキャラクター「マイナちゃん」の着ぐるみを使用することができる。
※ マイナちゃんの着ぐるみを使用する場合は，事前に本市を通じて同庁に借用を申請する必要がある。
※ 借用に当たり必要となる配送料等は受託者の負担とする。
(参考URL) <https://form-www.digital.go.jp/policies/mynumber/contact>
- (5) この仕様書に定める広報・啓発事業のほか，本市が実施する各種イベント等の実施等を別途依頼する場合がある。この場合は受託者と協議のうえ，別に契約を締結する。
- (6) カードに係る国の施策等により，事業の方向性や実施時期の変更等を求める場合がある。この場合は受託者と協議のうえ，別途指示する。